

## ねんりんピックはばたけ鳥取2024協賛イベント募集要綱

### (趣旨)

第1条 ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、第36回全国健康福祉祭とっとり大会（ねんりんピックはばたけ鳥取2024）（以下「大会」という。）において、大会の多彩な展開と県民の参加意欲の醸成を図るため、大会の開催趣旨に賛同する市町村、関係機関・団体及び民間企業等（以下「実施団体」という。）が実施する事業（以下「協賛イベント」という。）を広く募集する。

### (承認)

第2条 ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会会長（以下「会長」という。）は、次の各号のすべてに該当するイベントを協賛イベントとして承認するものとする。

- (1) イベントの内容が、全国健康福祉祭開催要綱（昭和62年10月17日付厚生省発政第22号）の7（2）に規定する健康、福祉・生きがいに関連するものその他大会の趣旨に沿うもので、目的・内容が明確にされているもの。
- (2) 鳥取県内において実施するもの。
- (3) 令和6年1月1日（月）から同年10月22日（火）（大会最終日）までに実施するもの。
- (4) イベントの実施費用については、実施団体の負担とするもの。
- (5) 単に実施団体の親睦を目的とするものではなく、公益性を有するもの。
- (6) 営利を目的としたものでなく、かつ、入場料等を徴収する場合はその額が適切であるもの。
- (7) 宗教活動又は政治活動を内容としないもの。

2 前項の規定にかかわらず、会長が協賛イベントとして適当と認めるものは、承認することができる。

### (申請及び承認)

第3条 実施団体は、協賛イベントの承認を受けようとする場合には、あらかじめ協賛イベント承認申請書（様式第1号）を、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、審査結果を協賛イベント（変更・中止）承認通知書（様式第2号）又は協賛イベント不承認通知書（様式第3号）により通知する。

### (募集期間)

第4条 協賛イベントの募集期間は、令和5年6月1日（木）から令和6年7月31日（水）までとする。ただし、大会期間中に実行委員会が主催するイベント会場内において実施を希望する場合の募集期間は、令和5年6月1日（木）から同年11月30日（木）までとする。

### (計画内容の変更等)

第5条 実施団体は、協賛イベントの計画内容の変更等をしようとするときは、速やかに協賛イベント変更（中止）承認申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の申請書を受理した場合に準用する。

### (特典)

第6条 協賛イベントには、次の特典を付与する。

- (1) 大会PRキャラクター「あおや かみじろう」のイラスト、規定書体（大会ロゴ）の利用。ただし、取扱いに当たっては、別に定める「ねんりんピックはばたけ鳥取2024ロゴ等使用要綱」及び「デザインガイドマニュアル」を遵守すること。

- (2) 実行委員会の後援名義の使用。
- (3) 大会広報物品の貸出。ただし、取扱いに当たっては、別に定める「ねんりんピックはばたけ鳥取2024広報物品等貸出要領」を遵守すること。ポスター、リーフレット等の各種ノベルティの提供。
- (4) その他会長が特に認めるもの。

(経費等)

第7条 協賛イベントの実施に係る経費は、実施団体の負担とする。また、協賛イベントの実施運営に係る一切の事項について、実施団体の責任でこれを処理するものとする。ただし、大会期間中に実行委員会が主催するイベント会場内で実施する協賛イベントの看板等共通仮設物については、実行委員会の負担とする。

(名称の明示)

第8条 実施団体は、実施するイベント名称については、協賛イベントであることを明確にするため「ねんりんピックはばたけ鳥取2024協賛イベント」をイベント名称の前後いずれかに明示すること。

(感染症の対策等)

第9条 実施団体は、協賛イベントの実施に当たっては、社会情勢や鳥取県の方針等に応じて実施団体や実施会場で定めている感染症対策を講じること。

(実績報告書)

第10条 実施団体は、協賛イベントが完了したときは協賛イベント実績報告書(様式第5号)(以下「実績報告書」という。)を、実施完了後1ヶ月以内に、会長に提出しなければならない。

(実施団体名等の公表)

- 第11条 協賛イベントについては、ねんりんピックはばたけ鳥取2024公式ウェブサイト(<https://nenrin-tottori2024.jp/>)や広報物等において、イベント名、実施団体名、実施内容等を掲載する。
- 2 提出された実績報告書については、実行委員会が発行するねんりんピックはばたけ鳥取2024の公式大会報告書の作成に活用する。

(協議)

第12条 疑義のある場合やこの要綱に定めのない事項については、実行委員会と実施団体が協議の上、決定する。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、実行委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月11日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会

会長 ○○ ○○ 様

所在地

団体名

代表者名

（ 押 印 省 略 ）

ねんりんピックはばたけ鳥取2024協賛イベント承認申請書

ねんりんピックはばたけ鳥取2024の開催趣旨に賛同し、協賛イベントとして別紙計画書のとおり実施したいので、承認されたく申請します。

**【添付資料】**

別紙 協賛イベント計画書

※ねんりんピックはばたけ鳥取2024のロゴ・マスコットキャラクター、広報物品等の使用、貸出しを希望する場合は、別途「ねんりんピックはばたけ鳥取2024ロゴ等使用要綱」、「ねんりんピックはばたけ鳥取2024広報物品等貸出要領」の申請が必要です。



様式第2号（第3条関係）

ね鳥実第 号  
年 月 日

様

ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会

会長 ○○ ○○

（ 公 印 省 略 ）

ねんりんピックはばたけ鳥取2024協賛イベント（変更・中止）承認通知書

年 月 日付け で承認（変更承認）申請のありました次のイベントにつきましては、ねんりんピックはばたけ鳥取2024協賛イベントとして（変更・中止）承認しましたので通知します。

- 1 イベント名
- 2 団 体 名
- 3 実 施 日
- 4 実 施 会 場

様式第3号（第3条関係）

ね鳥実第 号  
年 月 日

様

ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会

会長 ○○ ○○

（ 公 印 省 略 ）

ねんりんピックはばたけ鳥取2024協賛イベント不承認通知書

年 月 日付けで承認（変更承認）申請のありました次のイベントにつきましては、ねんりんピックはばたけ鳥取2024協賛イベントとして不承認としましたので通知します。

- 1 イベント名
- 2 団体名
- 3 実施日
- 4 実施会場
- 5 不承認理由

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会

会長 ○○ ○○ 様

所在地

団体名

代表者名

（ 押 印 省 略 ）

ねんりんピックはばたけ鳥取2024協賛イベント変更（中止）承認申請書

年 月 日付け ね鳥実第 号で承認を受けた協賛イベントについて、  
別紙のとおり変更（中止）したいので、承認されたく申請します。

**【添付資料】**

別紙 協賛イベント変更計画書

※ねんりんピックはばたけ鳥取2024のロゴ・マスコットキャラクター、広報物品等の使用、貸出しを希望する場合は、別途「ねんりんピックはばたけ鳥取2024ロゴ等使用要綱」、「ねんりんピックはばたけ鳥取2024広報物品等貸出要領」の申請が必要です。



様式第5号（第10条関係）

年 月 日

ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会

会長 ○○ ○○ 様

所在地

団体名

代表者名

（ 押 印 省 略 ）

ねんりんピックはばたけ鳥取2024協賛イベント実績報告書

年 月 日付け ね鳥実第 号で承認を受けた協賛イベント  
について、 年 月 日に完了したので、別紙のとおり関係書類を添付  
して報告します。

**【添付資料】**

別紙 協賛イベント実績報告書

